

参 考 資 料

近年の答申における法人課税 に関する主な指摘事項

※ 本資料は、今後の審議に供するため、近年の答申において法人課税に関し指摘された主な事項を、便宜、事務局において項目毎に整序したものである。（なお、指摘事項の詳細は、答申本体を参照されたい。）

（注）本資料における各答申の表記については、次のとおり略称している。

- ・「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月）」…【基本方針】
- ・「平成 15 年度における税制改革についての答申（平成 14 年 11 月）」…【15 年度答申】
- ・「少子・高齢社会における税制のあり方（平成 15 年 6 月）」…【少子化答申】
- ・「平成 16 年度の税制改正に関する答申（平成 15 年 12 月）」…【16 年度答申】
- ・「平成 17 年度の税制改正に関する答申（平成 16 年 11 月）」…【17 年度答申】
- ・「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（平成 17 年 6 月）」…【非営利法人答申】
- ・「平成 18 年度の税制改正に関する答申（平成 17 年 11 月）」…【18 年度答申】

○ 国税関係

項 目	指 摘 事 項
Ⅰ 法人課税の現状と課題	○ 全法人の約7割が欠損法人となっている。今後、企業活動のグローバル化が進展する中で、法人税の財源調達機能を確保しつつ、経済社会の活性化の視点から法人税をどのように改革するかが課題である。【基本方針】 ○ 事業活動が多様な形態で行われている等の経済社会の新しい動きに対応して、法人税の諸課題に取り組むべきである。【基本方針】 ○ 適正な課税を確保しつつ円滑な企業活動に資する観点から、同族会社の留保金課税、パートナーシップ等の多様な事業体に対する課税について見直すこと。【基本方針】 ○ 事業形態の多様化の動きについては、事業形態の選択に対する中立性を確保する観点からの的確な対応が求められる。すなわち、わが国税制は、収益及び費用の私法上の実質的な帰属に着目して法人やこれに準ずる性格を有する信託等に対し法人課税を行っており、引き続きこうした適正な課税関係を構築していく必要がある。さらに、法人の設立が容易になる中で、個人形態と法人形態との税負担の差に由来する不公平は是正すべきである。【18年度答申】
Ⅱ 今後の改革の方向 1 税率構造	○ 累次の税率引下げにより、国の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭において、これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。今後の法人税率の水準については、わが国の租税負担全体の水準や税体系全体のあり方との関連、更には先進国との税率のバランスを踏まえて検討していくべきである。【基本方針等】 ○ 法人税率については、既に他の先進諸国並みとなっており、引き下げる状況ではなく、また、国際競争力

	維持の観点を踏まえれば、当面、現在の水準を維持することが適当である。【18年度答申等】
2 課税ベース	○ 税制についても、経済社会の活力が発揮されるよう、個人や企業の自由な選択を妨げず、経済活動に中立で歪みのないことを基本とせねばならない。こうした観点から既存の政策誘導的な税制上の措置の整理・合理化を進めつつ、政策税制は真に有効な分野に集中すべきである【基本方針等】 ○ 法人課税については、経済のグローバル化が進展する中で、企業の自由な活動を妨げない中立的な税制の構築を基本とすべきである。同時に既存の租税特別措置の大幅な整理・合理化を進めつつ、経済社会の活性化の観点から真に有効な措置を集中的・重点的に措置する必要がある。【基本方針等】
3 公益法人課税等	○ そもそも法人税は、事業の目的や利益分配の有無にかかわらず、収益及び費用の私法上の実質的な帰属主体である事業体とその納税義務者とされるものであり、この点は営利法人も非営利法人も同様である。こうした考え方の下、非営利法人に対する課税に係る具体的な課税ベースについては、各々の非営利法人に関する私法上の仕組み（残余財産の帰属の態様等）や事業目的、活動の実態等を総合的に勘案して適切に設定する必要がある。【非営利法人答申】 ○ 「公益性を有する非営利法人」に対する法人所得課税上の取扱いについては、その事業活動の公益性に鑑み、現行制度同様、基本的にすべての収益を非課税とすることが適当である。ただ、当該法人が行う事業活動の実態は極めて多様であり、収益を得ることを目的とする営利法人と同種同等の事業活動が行われる場合もある。これを含めてすべての事業活動から生じる収益を非課税とすることは営利法人との間で著しくバランスを失することになる。このため、「公益性を有する非営利法人」においても、現行制度と同様、営利法人と競合関係にある事業のみに課税することとすべきである（収益事業課税）。【非営利法人答申】 ○ 非営利法人のうち「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」とは、典型的には、会員からの会費を原資として、それが会員向けの共益的事業活動に専ら費消され、会員がその潜在的受益者になることが想定される法人である。（中略）会員からの会費について非課税とする方向で検討することが適当であ

る。併せて、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」といっても千差万別であるため、このような課税の取扱いとすべき非営利法人を判定するための具体的基準のあり方等について検討を行う必要がある。【非営利法人答申】

- 「新たな非営利法人制度」の下では、「公益性を有する非営利法人」でも「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」でもない非営利法人も存在する。これについては、利益分配を目的としていないものの、実質的に給与やフリンジベネフィットという形で利益分配を行ったり、解散時に残余財産の帰属という方法により利益を分配したりすることが可能である。さらに、事業内容にも特段の制限がないため、実質的に営利法人と同種同等の事業活動も行いうる。このような法人の特性や実態等を踏まえれば、これに対する課税については、非営利法人、営利法人という法人形態の選択に対して中立的になるように、また租税回避手段としての濫用を防止するため、営利法人と同等の課税とすべきである。【非営利法人答申】
- 公益法人等が行っている事業の実態を調査し、これに基づいて、課税とされるべき収益事業の範囲を根本的に洗い直すべきである。その際、限定列举されている収益事業の範囲を拡大するとともに、現行の収益事業の範疇であっても一部非課税とされている特定の事業内容についてその妥当性を再検討すべきである。他方、これに関連して、公益法人等が多様な事業活動を行っている現状を踏まえ、課税対象を個別列举により定めるのではなく「対価を得て行う事業」というように包括的に定めた上で一定のものを除外するという考え方もある。その制度的可能性について検討することも、今後の課題となろう。【非営利法人答申】
- 公益法人等に係る軽減税率やみなし寄附金制度のあり方について、今後更に検討を進めるべきである。【非営利法人答申】
- 公益法人等の（中略）金融資産収益に対する適切な課税のあり方について、今後検討を進めていく必要がある。【非営利法人答申】
- 「新たな非営利法人制度」の下、「第三者機関」が「公益性を有する非営利法人」に対する事後チェッ

	クによりその公益性判断を取り消した場合、当該法人は、「公益性を有する非営利法人」という資格を失い、通常の非営利法人に移行することになる。この場合、当該法人の財産には税制上の優遇措置によって蓄積されてきたものが含まれている。このため、営利法人との課税のバランスや租税回避の防止の観点から、取消事由の発生時点に遡及して優遇措置を取り消すとともに、優遇措置により蓄積された財産に対し一定の課税を行うといった何らかの税制上の措置を講じるべきである。【非営利法人答申】 ○「新たな非営利法人制度」に関する法案の具体的な内容を踏まえ、改めて税制の具体化に向けた検討を行うこととしたい。【18年度答申】
4 寄附金税制	○「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」でも示唆したように、近時、わが国経済社会は大きく変容しつつある。少子・高齢化の進展、右肩上がり経済の終焉、社会の多様化の進行といった構造変化が進み、きめ細かな社会ニーズに対応しうる柔軟で厚みのある社会システムを再構築することが求められている。こうした中で、これまでになく、「民間が担う公共」の領域の役割が重要となっている。その主たる担い手が公益的な非営利法人であり、その活動を資金面で支えるのが寄附金である。このような状況の下、「新たな非営利法人制度」の制度化を契機として、税制面において、欧米諸国並みに寄附文化を育んでいくためのインフラ整備に積極的に寄与するとの視点が重要となる。かかる視点に立って、寄附金税制についての従来の考え方を抜本的に見直し、より一層その充実を図る方向を目指すべきである。こうした寄附金税制の拡充は、「民」が「公共」の領域により深く主体的に関与するチャンネルを拓き、今日的視点から官民の役割分担のあり方を改めて見直すきっかけにもなりうるものである。【非営利法人答申】 ○基本的に、「第三者機関」が判断した「公益性を有する非営利法人」をもって寄附金優遇の対象法人とするとともに、当該法人が行う公益的事業を寄附金優遇の対象事業とすることが合理的である。寄附金税制は、法人及び事業の公益性に着目して税の減免が行われるものであり、租税回避手段として濫用されることがあってはならない。【非営利法人答申】

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○ 公益目的の寄附金に係る損金算入枠については、近年、企業の社会的責任や社会貢献が強く求められるようになってきており、寄附金税制の充実の必要性の観点から、これを拡充する方向で見直すべきである。他方、一般寄附金については、寄附金の本来的な性格、法人の交際費支出に対する課税上の取扱いとのバランス等に照らせば、現行の取扱いにはそもそも適当とはいえない面がある。このため、公益目的の寄附金の損金算入枠を拡充する中で、一般寄附金の損金算入枠を縮小する方向で検討を進める必要がある。【非営利法人答申】○ 今回の制度改革の成否は、「第三者機関」の公益性判断や事後チェックが、国・地方を通じ、制度・運用両面において継続的に適正かつ的確になされるかどうかにかかっている。【非営利法人答申】○ 都道府県レベルで認定された「公益性を有する非営利法人」を国税に係る寄附金税制の対象とする場合、その前提として、国レベルで認定された法人とのバランス上、当該公益性の判断が国・地方を通じて整合的になされるとともに、当該法人の運営の適正性が同等に確保されることが重要であり、これが担保される仕組みの検討も必要である。【非営利法人答申】 |
|--|--|

○ 地方税関係

項 目	指 摘 事 項
Ⅰ 外形標準課税	○ 法人事業税への外形標準課税の導入については、平成 15 年度税制改正において、資本金 1 億円超の法人を対象として、外形基準の割合を 4 分の 1 とする外形標準課税制度を創設し、平成 16 年度から適用することとしたところである。今後、納税義務者となる法人への周知徹底を図るなど、この制度の定着に努めていくことが必要である。【少子化答申等】 ○ 法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。外形基準の導入により、約 7 割の法人が法人事業税を負担していないという「税の空洞化」の是正を図り、努力した企業が報われる税制を確立する。外形標準課税は、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。【基本方針・15 年度答申】
Ⅱ 税源帰属の適正化	○ 法人事業税は、複数の都道府県に事務所等を有する法人について、事業活動と行政サービスの受益関係を的確に反映し、税源帰属を適正に行うため、分割基準により課税標準を都道府県間で分割する制度となっている。この分割基準は平成元年度以降見直しがなされていないが、IT 化の進展やアウトソーシングの活用といった法人の事業活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しを図ることが必要である。【17 年度答申】

Ⅲ 非課税等特別措置	○ 租税特別措置・非課税等特別措置を講ずるに当たっては、これまでの答申で指摘しているとおり、既存の措置について大胆な整理合理化を進めつつ、競争力向上等の構造改革や経済社会の活性化を進めるために真に有効な措置に集中・重点化していかなばならない。【17年度答申・18年度答申等】 ○ 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、税負担の公平を図る観点から、速やかに撤廃すべきである。【16年度答申・17年度答申等】
Ⅳ 公益法人課税等	○ 今回新たに制度化される非営利法人に対する地方法人課税については、法人所得課税としての法人住民税法人税割及び法人事業税所得割は、原則、法人税と同様の取扱いとすべきである。また、法人住民税均等割については、現行制度と同様、「公益性を有する非営利法人」が収益事業を行わない場合は最低税率により、また当該法人が収益事業を行う場合は法人の規模に応じて課税することとし、「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人については、営利法人との均衡等を考慮し課税することが適当である。【非営利法人答申】
Ⅴ 寄附金税制	○ 国が一律に個人住民税の寄附金控除の対象を定めることについては地方分権の観点からも慎重であるべきであろう。しかし、こうした地域に密着した非営利法人等については、歳出等による支援の手法のほか、地方税においても寄附金控除が可能となるよう見直していくべきである。また、現行10万円の適用下限額についても、大幅に引き下げることが望ましい。【非営利法人答申】 ○ 地方税である個人住民税の性格にあった寄附金控除の仕組みは、「民間が担う公共」の領域の役割が重要となっていることも踏まえながら、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきである。その際、控除を行う地方公共団体と寄附金による当該地域の受益との対応関係や、地方公共団体の自主性、市町村・納税者の事務負担などにも留意する必要がある。【非営利法人答申】